

お知らせ

国では、令和3年9月30日（木）をもって、特措法に基づく「緊急事態措置の区域」から「大阪府」を除外することが決定されました。

大阪府では、緊急事態措置解除後も、感染の再拡大を避けるため、段階的な緩和が必要であることから、令和3年10月1日（金）から10月31日（日）まで府民に対して、「混雑している場所や時間を避けて少人数で行動すること」や「4人以下でのマスク会食の徹底」、「都道府県間の移動の際は感染防止対策を徹底すること」等が要請されています。

本市では、府の要請等を踏まえ、コミュニティセンターの利用について、令和3年10月1日（金）から10月31日（日）まで、「利用人数を各部屋の収容定員の100%以内（大声や飲食等を伴う活動は50%以内）」、「開館時間を午後9時まで」とすることを決定いたしましたので、ご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

また、午後9時以降の利用制限に伴い、ご利用をキャンセルされる場合で、既に利用料金をお支払い済みの方については、全額還付いたします。ただし、午後9時までの利用を希望される方（利用料金の還付はありません）には、夜間区分の利用料金（全額）をお支払いいただくこととなりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

なお、利用者の皆さまには、ワクチン接種の有無に関わらず自己への感染を回避していただき、また、他人に感染させないよう徹底していただくとともに、改めて、ご利用の有無をご判断いただきますようお願いいたします。

ご不便をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。